

平成25年5月23日

第6回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第6回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成25年5月23日(木) 午後3時30分

場 所 倉吉市役所 第3会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 教育長報告
- 5 議 事
 - 議案第16号 平成24年度倉吉市教育行政の点検及び評価について…………… 1
 - 議案第17号 平成25年度教育費補正予算について…………… 2
- 6 協議事項
 - (1) 教育委員会制度等の在り方について…………… 5
 - (2) 倉吉市立小・中学校教職員の訓告等取扱規程について…………… 11
- 7 報告事項
 - 各課報告(別紙)
- 8 その他
- 9 閉 会

議案第16号

平成24年度倉吉市教育行政の点検及び評価について

平成24年度倉吉市教育行政の点検及び評価について、本委員会の承認を求める。

平成25年5月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井伸一郎

議案第17号

平成25年度教育費補正予算について

次のとおり平成25年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成25年5月23日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

平成25年度 所属課別事業一覧表()

所属課 45805000 教育総務課
 当初補正区分 01 補正第1号
 会計 01 一般会計

経常経費

P : 1

(単位：千円)

処理日 平成 25年 5月20日

要求 区分	款	項	目	事業	細 事業	細 事 業 名 称	短縮	要 求 額	最新査定額	財 源 内 訳					前年要求額
										国	県	地方債	その他	一般財源	
経	10	2	3	8	1	河北小学校校舎増築事業	004225	5,634	5,634			4,200		1,434	0
合 計								5,634	5,634			4,200		1,434	0

平成25年度 所属課別事業一覧表()

所属課 45810000 学校教育課
 当初補正区分 01 補正第1号
 会計 01 一般会計

経常経費

P : 1

(単位：千円)

処理日 平成 25年 5月20日

要求 区分	款	項	目	事業	細 事業	細 事 業 名 称	短縮	要 求 額	最新査定額	財 源 内 訳					前年要求額
										国	県	地方債	その他	一般財源	
経	10	1	2	23	1	ふるさと鳥取見学(県学)支援事業	004076	56	56		56				0
経	10	1	2	25	1	市町村との協働による学力向上推進	004079	500	500		500				0
合 計								556	556		556			0	

教育委員会制度等の在り方について

(第二次提言)

教育再生実行会議

はじめに

教育再生は、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑でなければなりません。また、社会総がかりで教育再生を実行していく中、国民・住民の意向が、教育に適切に反映されることが必要です。

しかし、現実には、教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには、子どもの生命や身体が危険に晒される事態が生じています。子どもたちのための教育再生を成し遂げるため、教育行政における責任体制を確立しなければなりません。

教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応に続き、教育委員会制度の在り方について議論を行いました。教育委員会制度の問題は教育制度の根幹に関わる問題です。その改革は、先の教育再生会議においても提言がなされ、法律改正もされましたが、依然として課題が解決していません。教育再生を実行に移していく今こそ、教育委員会の存在意義を原点に立ち返って見直す必要があります。そして、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、以下のような方向性で教育委員会制度を改革することを提言します。今後、政府においては、提言を踏まえ、速やかに具体的な制度改革に向けた検討を行い、その実現を図ることを期待します。

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

現行の教育委員会制度には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあります。これは、根本的な問題として、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、責任を果たしていくにはおのずと限界があるからです。もちろん、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実ですが、属人的なものによるのではなく、どの地域でも責任ある教育行政が可能となる体制を制度として築く必要があります。

他方、教育委員会制度は、戦後一貫して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する機能を果たしてきました。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性等の確保は引き続き重要です。その上で、地方教育行政の権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があります。

このような観点を踏まえ、以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 教育長が、地方公共団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置充実など教育行政部局の体制を強化する。また、学校だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備する。さらに、教育予算の編成・執行や他の部局との交流人事においても、首長と教育長の連携を一層強化する。
- 教育長の資質・能力は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。
- 教育委員には、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成

を熱心に考え行動できる者を人選する。その際、保護者に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を教育委員にするなど、住民の意向の反映に努める。また、文化・芸術、スポーツなど各界で顕著な功績のある者の活用も考慮する。

- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

なお、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的に維持しつつ、教育長を首長の任命によることとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するなど、実態にあった制度の見直しをすべきであり、仮に教育委員会の性格を改める場合には、首長を教育行政の責任者とし、教育長を教育事務執行の責任者とすべきとの意見があったことも付記します。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

我が国の将来を担う子どもたちの教育について、最終的な責任は国にあり、ナショナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われると同時に、地方の実情等を考慮し、地方の創意工夫をいかした教育が展開されるようにする必要があります。また、教師の人材確保については、地域格差を生じさせない配慮が求められます。こうした観点から、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、相互の権限や関係を見直す必要があります。

- 国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。
- 他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。
- 国及び地方公共団体は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける教師の育成に積極的に取り組む。教育は子どもたちの将来に繋がる魅力的な営みであり、真に頑張っている教師の士気を高めるためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るため、義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす。
- 義務教育についての市町村の権限と責任体制を確立することに伴い、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、国は、諸外国の制度も参考としつつ、我が国にふさわしい地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについて検討する。その際、教育の質を改善し、向上させていくことを目的として、地方の教育行政や学校教育の成果とプロセスを評価し、優秀な事例を目標にして全体がそれを目指す仕組みとする。

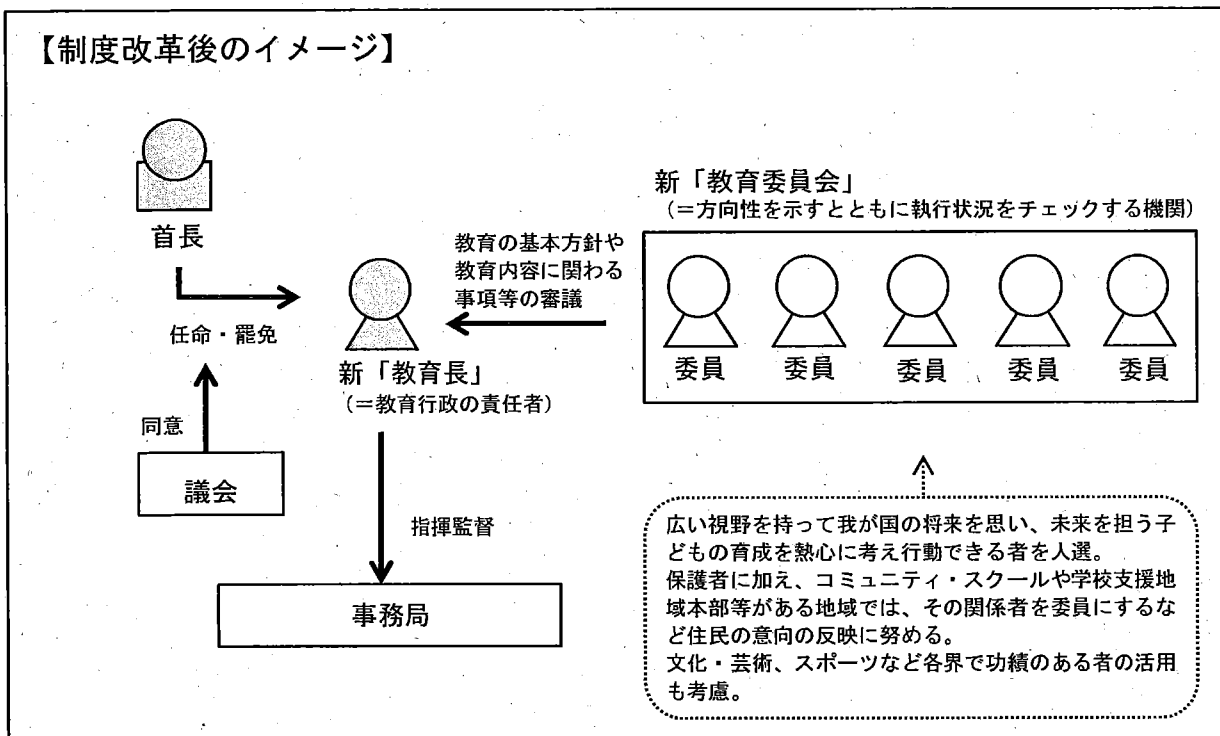
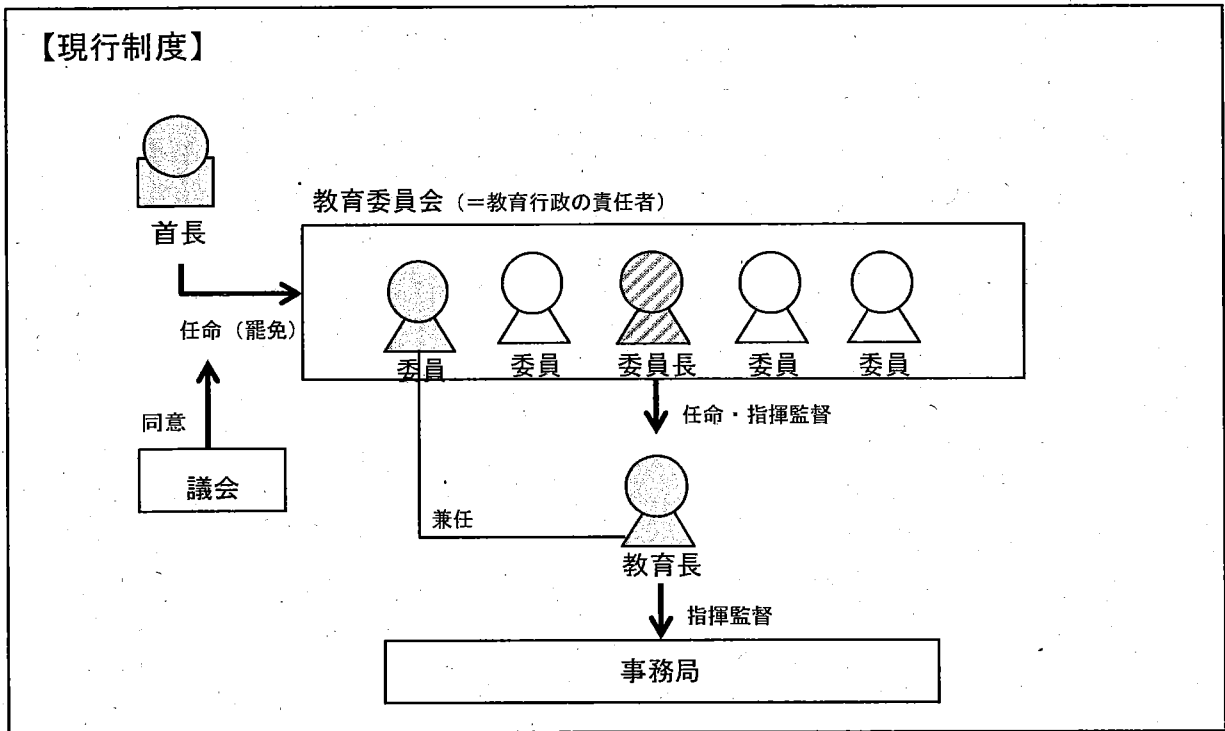
3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

- 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。

【参考】教育委員会制度改革のイメージ



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

倉吉市立小・中学校教職員の訓告等取扱規程

(総則)

第1条 倉吉市立小・中学校教職員（以下「学校職員」という。）に法非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）を行うまでには至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められる場合には、監督上の措置として、この規程の定めるところにより訓告又は嚴重注意（以下、「訓告等」という。）を行うことができる。

(訓告等)

第2条 職員の非違行為の程度が、懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。

2 職員の非違行為の程度が、前項に規定する訓告を行うまでには至らないと認められる場合には、嚴重注意を行うものとする。

(訓告等の決定)

第3条 訓告等を行うに当たっては、倉吉市教育委員会に諮り、鳥取県教育委員会懲戒処分等の指針に基づき、当該非違行為の状況及び影響等を考慮し決定する。

(訓告等の方法)

第4条 訓告は、当該職員に対し、訓告書（様式第1号）を交付して行うものとする。

2 嚴重注意は、当該職員に対し、口頭（様式第2号）により行うものとする。

(訓告簿)

第5条 訓告等を行ったときは、訓告簿（様式第3号）に必要な事項を記録して管理するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

1 訓告書 別記様式第 1 号(第 4 条関係)

<p style="margin: 0;">訓 告 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">所属 職 氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(義務違反の事実を記載)</p> <p style="margin: 0;">上記の行為に対し、倉吉市立小・中学校教職員の訓告取扱規程第 4 条の規定により訓告する。</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">倉吉市教育委員会 印</p>
--

2 嚴重注意 別記様式第 2 号(第 4 条関係)

<p style="margin: 0;">嚴 重 注 意</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">所属 職 氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(義務違反の事実を記載)</p> <p style="margin: 0;">上記の行為に対し、倉吉市立小・中学校教職員の訓告取扱規程第 4 条の規定により嚴重注意する。</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">倉吉市教育委員会教育長</p>

3 訓告簿 [別記様式第 3 号](#)(第 5 条関係)

年月日	氏名	所属	種類	事由	参考